

平成29年度市民税・県民税

市民の皆さんに納めていただく税金は、皆さんの安全で快適な暮らしを守るために使われます。その税金のひとつに住民税があり、市民税と県民税を合せたものをいいます。個人の住民税は、税金を負担する能力のある方が、均等の額で負担する均等割と所得金額に応じて負担する所得割から構成され、その年の1月1日現在お住まいの市町村から前年の所得に基づいて課税されることになっていきます。

問課税課 ☎826・1111 内線2232

市・県民税を納める方

- 平成29年1月1日現在
- 市内に居住し、平成28年中に一定以上の所得のあった方
- 市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

市・県民税が課税されない方

- 平成28年中に所得のなかった方
- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で、平成28年中の合計所得金額が125万円以下の方
- 平成28年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
 $32万円 \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 18万9千円$
- ※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ18万9千円を加算します。

納める方法

- 市民税・県民税を納める方法には、主に次の方法があります。
- 納税通知書で納める方法(普通徴収)：事業所得者など
- ※市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月13日(火)発送予定)により、年税額を平成29年6月、8月、10月、平成30年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。
- 勤務先が給与から天引きして納める方法(特別徴収)：給与所得者
- ※年税額を平成29年6月から平成30年5月までの12回に分けて、給与から天引きして納めていただきます。
- 公的年金から差し引いて納める方法(特別徴収)：公的年金受給者
- ※年税額を平成29年4月から平成30年2月までの6回に分けて年金から差し引いて納めていただきます。

平成29年度の主な改正点

- セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の開始
- 定期健康診断などを受けている方で、対象となる市販薬を、年間1万2千円を超えて購入した人は、確定申告することで所得控除が受けられるようになります。

◎対象となる市販薬

医療用から転用された医薬品。類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。詳しくは、厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制対象医薬品目一覧」をご覧ください。

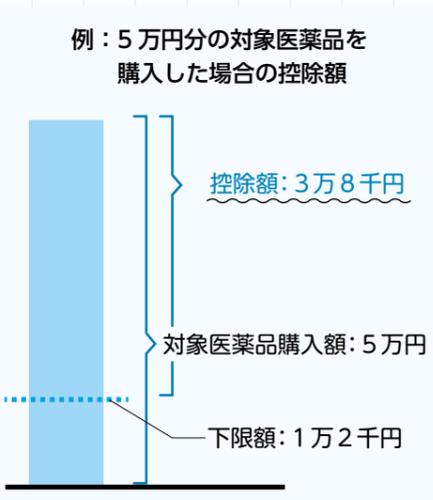
◎対象となる方

- 所得税や住民税を納めている方で、次のいずれかを受けている方
- ・勤務先での定期健診
- ・特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- ・予防接種
- ・定期健康診断(事業主診断)
- ・健康診査(いわゆる人間ドックなどで医療保険者が行うもの)
- ・がん検診

※従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することはできません。

◎控除額

年間の対象医薬品購入額のうち、1万2千円を超えた額



※控除上限金額は8万8千円です。
 ※購入金額には「生計を一にする配偶者その他の親族の分」も含まれます。

◎適用される期日

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの期間
 ※適用開始は平成30年度(平成29年分)の申告からの適用となります。

※確定申告には平成29年1月から購入した、対象となる市販薬の領収書などが必要になりますので、大切に保管ください。

用語の説明

- 市民税・県民税**／均等の額で負担する均等割と所得金額に応じて負担する所得割から構成されています。住民税と同義。
- 所得**／収入から必要経費を差し引いたもの。給与収入や公的年金等収入の場合は、給与所得控除・公的年金等控除を差し引いたもの。
- 給与所得控除・公的年金等控除**／収入に応じて法により額が決められています。
- 均等割**／市民税3500円、県民税2500円
- ※市民税には復興税(500円)が県民税には復興税(500円)と森林湖沼環境税(1000円)が含まれます。

- 所得割**／各人の所得に応じて負担します。
- 税率**／課税総所得金額にける税率は市民税が6%、県民税が4%で合計10%になります。
- 年金特別徴収(年金特徴)**／公的年金受給者の年税額を6回に分けて、年金から差し引いて納める制度です。
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)**／市民税・県民税の住宅ローン控除は、所得税から控除しきれなかった額を市民税・県民税から控除するものです。

税額の計算方法



※1 所得控除の種類…雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

※2 税額控除の種類…調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除